一般社団法人恩納村観光協会入会・会費規程

第1条 この規程は、一般社団法人恩納村観光協会(以下「協会」という。)の定款第7 条、第8条及び第9条の規定に基づき、この協会の入退会等の手続き及び会費について、 必要な事項を定めるものとする。

(会員)

- 第2条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 2 前項に規定する会員のうち、別表第 1 に規定する恩納村商工会 村内事業所恩納村漁 業協同組合、村内事業所(客室 100 以上のホテル、ゴルフ場、入場者年間 10 万人以上 の観光施設)については、1 号会員、平成 29 年 4 月 1 日改正後の「上記以外の事業所」 については、2 号会員とする。

(入会手続き)

第3条 協会の正会員になろうとする者は、入会届(第1号様式)を提出し、1 口以上任意の会費口数を申し込まなければならない。 賛助会員については、1 口の任意会費とする。

(入会資格)

- 第4条 会員として入会する者は、以下の条件を満たすものとする。
 - (1) 理事会の承認を得た者。
 - (2) 正会員は、恩納村商工会、恩納村漁業協同組合及び従業員100名以上の村内事業所等とする。ただし、恩納村商工会、恩納村漁業協同組合が推薦する事業所等及び恩納村の指定管理施設はその限りでない。
 - (3) 賛助会員は、協会の事業に賛同し、協会の定款及び諸規程を遵守し、かつ、協会の事業に協力できること。
 - (4) 正・賛助会員ともに、恩納村内で1年以上の事業実績のある者。
 - (5) 反社会勢力(暴力団、暴力団員、右翼、左翼)及び半グレ、又はそれに準ずる個人及び集団と関わりのない者。

(会員資格の取得)

- 第5条 正会員及び賛助会員の入会申し込みを行った者は、理事会における入会承諾書 (第2号様式)をもって当該会員を取得する。
- 2 当該規程第6条で定める1口を1名の正会員とし、口数に応じた会員数を付与する。
- 3 入会日は、会員資格を取得した日とする。

(社員名簿への登録)

- 第6条 正会員はこの法人の管理に関する社員名簿に登録する。
- 2 正会員は、第3条に規定する入会届に記載した主要事項に変更があった場合、書面をもって届けなければならない。

(入会金)

第7条 当法人は、入会金を設けない。

(会費の納入)

- 第8条 正会員及び賛助会員は、会費口数分の年会費を入会日の事業年度から、事業年度 ごとに当法人に納入しなければならない。
- 2 会員の区分及び種別ごとに会費口数1口当たりの年会費を別表1に定める。
- 3 前項に規定する会費のうち、入会時期が当該年度の10月1日以降の場合は、年会費は 2分の一相当額とする。
- 4 事務局は、1年毎に会費の請求書を発行するものとする。
- 5 会費の納入期限は、毎年12月末日までとし、本協会の指定する金融機関に払い込むものとする。
- 6 年会費が連続して納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失 する。

(会費口数の変更)

- 第9条 正会員は、会費口数変更届(第3号様式)を提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。
- 2 前項の変更は、会費口数変更届が提出された日以降に納付される会費について効力を 生じ、既納会費は返還しない。

(退会)

- 第10条 会員は、退会届(第4号様式)を提出することにより任意にいつでも退会することができる。ただし、理事会の承認を得るものとする。
- 2 前項の場合、既納の会費等は定款の定めるところにより返還しない。
- 3 退会日は、退会届が当法人に提出された日とする。
- 4 会長が特に認める場合、退会申し出の事実、会員名、日付を書面に記録することで理事会での承認及び退会届を省略できる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月1日に施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程で規定する観光関連事業者・村内事業者とは、恩納村内で宿泊業・飲食業・ 観光施設・土産品事業・マリンレジャー事業等観光業に関連する事業者をいう。 附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年5月19日 改正

別表第1(第8条関係)

要件	種別	口数	1口当り金額	備考
恩納村商工会	正会員	1 🏻	100,000円	協会と密接に関係する村 内大規模団体
恩納村漁業協同組合	正会員	1 🏻	100,000円	協会と密接に関係する村 内大規模団体
村内事業所(客室数 100以上のホテル)ゴ ルフ場・(入場者年 間10万人以上の観光 施設)・設立当初の 会員	正会員	1 口	100,000円	村内で事業を営む観光関 連事業所(左記要件に該 当しない事業者でも希望 により適用可)
上記以外の事業所・ 個人	正会員	1 🏻	50,000円	村内で事業を営む観光関 連事業所
その他協会の事業に 賛同する者	賛助会 員	1 🏻	5,000円	社員総会非構成員